

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

◇告示

土地改良区の役員就任届

土地改良事業計画の変更の認可

土地の公用廃止

使用内用薬等の購入価格の一部改正

母樹及び母樹林の指定解除

国民健康保険法に基づく条例の変更認可

制定認可

土地改良区の設立認可

土地改良事業計画の縦覧

土地改良区の設立認可

町村の廃置分合

◇選管告示

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十三号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の(四)を次のように改める。

(四) 削除

別表第一の三の(十四)の次に次の一号を加える。

(十五) 麻薬取締法第十一条に基づく

麻薬卸売業者の免許手数料

麻薬小売業者、麻薬施用者又は麻薬管理者免許

手数料

麻薬研究者の免許手数料

免許証の再交付手数料
附 則
この規則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

大口堰土地改良区

理 事

千代西尾 泰章	鳥取市国安
西村 令藏	"
谷口 繁太郎	" 円通寺
山根 親次	" 藏田

宝木村水尻土地改良区

理 事

川 田 良一	気高郡宝木村大字奥沢見
山 本 国治	"

前田 利之	馬場
山根 頼男	数津
山本 八百造	叶
中川 勝武	的場
田中 君次	吉成
田賀 信雄	富安
新 行雄	古市
小山 喜代治	雲山
木下 秀吉	行徳
村上 清次	岩美郡米里村大字東大路
下田 一清	" 大字西大路
田中 賢藏	岩美郡米里村大字美和
山口 保温	鳥取市雲山

社村古用瀬土地改良区

理 事

玉置 賢太郎	"
梅原 静雄	"
松本 壽美	"
中本 輝太郎	"
橋本 亀市	気高郡宝木村大字奥沢見
森本 義政	"
池原 栄夫	八頭郡社村大字古用瀬
秋本 安市	"
池本 正之助	"
小谷 虎藏	"
池本 定吉	"
小谷 重藏	"
福本 兼吉	"
鈴木 正雄	"

鳥取県告示第百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良区の土地改良事業計画の変更について、次のように認可した。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良区の名称	認可年月日
成実村土地改良区	昭和二十九年三月二十三日
用瀬町別府土地改良区	"
智頭町上市場土地改良区	"

鳥取県告示第百三十九号

次の土地は、公用を廃止する。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 岩美郡網代村字大網代一一八番ノ二、一一八番ノ

末村 鶴藏

八頭郡社村大字古用瀬

五、一一八番ノ五八地先及び同所字進開二八一番ノ七
地先九百五坪五合二勺
(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百十号

昭和二十八年十一月鳥取県告示第四百九十三号をもつて
公示した使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入
価格の一部を、昭和二十九年厚生省告示第二十一号をも
つて公示された薬価基準によることに改正し、昭和二十

鳥取県告示第四百十一号

九年二月一日から適用する。
昭和二十九年三月三十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)第八条第一項の
規定により、次の母樹及び母樹林の指定を解除する。
昭和二十九年三月三十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	母樹林別		本数	所在地			所有者
	母樹	樹種		郡	町	村	
鳥一〇一号	母樹	赤松	六	東伯	三朝	今泉	大谷 七九一 山田 利雄
鳥一〇二号	"	"	九	西伯	逢坂	下市	林ノ峯 二八五 野田 薫藏
鳥一〇三号	"	檜	二	日野	溝口	莊	小谷 四一〇 長田彌一郎
鳥一〇四号	"	赤松	二	東伯	栄	龜谷	柿谷山 九七九 池本 登市
鳥一〇五号	"	黒松	二	東伯	栄	龜谷	柿谷山 九七九 池本 登市
鳥一〇六号	"	"	一七	灘手	谷	東鳥ヶ尾	五三四 明里 栄壽

鳥一〇一号	母樹林	檜	一	八頭	八東	三山口	アソウ谷	二六三	阿蘇谷神社
鳥一〇二号	"	檜	六	"	"	東	八幡段	六〇三	実取神社
鳥一〇三号	"	杉	一	"	"	若桜	宮ノ元	六三四	若桜神社
鳥一〇四号	"	杉	六八	"	"	若荷谷	尾出見	三四三〇一	木島 可恵
鳥一〇五号	"	"	一〇	"	"	吉川	上古居	二六九	吉川神社
鳥一〇六号	"	"	一五	"	智頭	眞鹿野	北谷	五九三	谷口 茂仙
鳥一〇七号	"	"	八	"	"	"	梅ノ木	八〇〇	"
鳥一〇八号	"	"	一一	"	"	奥本	半田	九六六	安住 庸雄
鳥一〇九号	"	"	三三	東伯	三朝	門前	三仏寺	一〇一二	三仏寺
鳥一一〇号	"	"	四	"	"	穴鴨	寺田	五九〇	幸能鶴神社
鳥一一一号	"	"	三	"	"	今泉	上ノ山	一七九	今泉神社
鳥一一二号	"	黒松	五	"	由良	妻波	岡谷	一七三四	松井 輝雄
鳥一一三号	"	赤松	五	"	"	由良宿	中大山	二〇三一	山本 彦治
鳥一一四号	"	"	三	"	"	由良	上ノヲソ	二〇三六	斉尾 正人
鳥一一五号	"	赤松	二	倉吉	三江	番田	下ノヲソ	二〇二九	吉田 甚吉

鳥一〇一六号	鳥一〇一七号	鳥一〇一八号	鳥一〇一九号	鳥一〇二〇号	鳥一〇二二号	鳥一〇二三号	鳥一〇二四号	鳥一〇二五号	鳥一〇二六号	鳥一〇二七号	鳥一〇二八号	鳥一〇二九号	鳥一〇三〇号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	檜	杉	"	"	赤松	黒松	赤松	檜	赤松	赤松	赤松	"	"
四二	七三	六	五	二〇	一三	一〇	二八	一八	一〇五	三九	一一	一五	一一
"	日野	"	"	"	東伯	"	"	"	東伯	灘手	"	"	"
"	溝口	根雨	日野上	"	栄	倉吉	"	"	"	尾原	別所	"	"
"	庄	津地	宮内	"	亀谷	志津	"	"	"	イギス峯	クジラ山	鎌田口	クジラ山
尾崎	赤岩ノ下	井ノ奥ノ市	馬場筋ノ上	嘉谷田ノ上	柿谷山	岩坪谷平	伊賀松上	宮の前	山内	六七一	六二〇ノ一	六二九	六四九
八八八	二一九	四二四	三三六	一〇六三	九七九	九五六	八八四	八八五	八〇〇	六七二	六二九	六四九	六〇七
"	莊神社	安井神社	東樂福神社	西樂福神社	池本登市	"	小林正隆	"	小林章人	瀨尾喜代藏	吉田庄太郎	吉田穰藏	"

鳥一三二一号	鳥一三二二号	鳥一三二七号	鳥一三二八号	鳥一三二九号	鳥一三三〇号
"	"	"	"	"	"
"	"	赤松	黒松	赤松	"
五	一三	二	二	二	二
"	"	東伯	灘手	"	"
"	"	"	尾原	"	"
谷	西鳥ケ尾	東鳥ケ尾	"	"	"
五五五	五三一	五三四	"	"	"
明里 栄壽	"	"	"	"	"

鳥取県告示第百四十四号

国民健康保険を行つてゐる次の市に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 国民健康保険を行つてゐる市
- 一 認可年月日

鳥取市 昭和二十九年二月二十二日

鳥取県告示第百四十五号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 国民健康保険を行つてゐる町
- 一 認可年月日

八頭郡那家町 昭和二十九年三月一日

鳥取県告示第百四十六号

国民健康保険を行つてゐる次の町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 国民健康保険を行つてゐる町
- 一 認可年月日

東伯郡赤碓町 昭和二十九年三月一日

鳥取県告示第百四十七号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 国民健康保険を行う町村 一 認可年月日
- 西伯郡日吉津村 昭和二十九年一月一日
- 東伯郡東伯町 " 二月一日

別表

住 所	氏 名
倉吉市	中井 良藏外十四人
東伯郡泊村大字小浜	賀須井 直外十四人

土地改良区の名称

認可年月日

倉吉市小鴨土地改良区 昭和二十九年三月十五日
泊村小浜 "

鳥取県告示第百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について別表のとおり認可した。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、北条川土地改良区から土地改良事業計画を変更するための、江北土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請がそれぞれあつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間

昭和二十九年三月三十一日から同年四月十九日まで

三 縦覧の場所

東伯郡下北条村役場

" 中北条村 "

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十号

県管で北条用排水改良事業を行うため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めた。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
県管北条用排水改良事業計画書
- 二 縦覧期間

昭和二十九年三月三十一日から同年四月十九日まで

三 縦覧の場所

倉吉市役所

東伯郡下北条村役場

“ 大誠村 ”
 四 異議の申立
 利害関係人において当該土地改良事業計画に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第百五十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について、次のとおり認可した。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

住 所	氏 名	土地改良区の名称	認可年月日
鳥取市吉岡温泉町	植谷 正昇 外十四人	鳥取市吉岡温泉町土地改良区	昭和二十九年三月二十六日
“ 吉成	中山 博 外十四人	“ 吉成 ”	“ ”
“ 湖山町	木下 竹藏 外十四人	湖山町沖代 ”	“ ”
岩美郡東村大字陸上	寺谷万壽治 外十七人	東村陸上 ”	“ ”
“ 本庄村大字高山	岸本 靜雄 外十四人	本庄村高山新井 ”	“ ”
“ 福部村	山本 壽三 外十四人	湯山 ”	“ ”
“ 宇倍野村大字国分寺	横河 莊吉 外二十人	国分寺 ”	“ ”
“ 大字岡益	木村 仲壽 外十六人	岡益清水 ”	“ ”
八頭郡散岐村大字山上	山田 幸雄 外十六人	散岐村山上 ”	“ ”

“ 那家町大字大坪	中本 長壽 外十四人	大坪 ”	“ ”
“ 西郷村大字本鹿	下田 清房 外十四人	西郷村上井手 ”	“ ”
“ 大字小河内	漆原 淳一 外十四人	蔭平 ”	“ ”
気高郡青谷町大字青谷	上田 猪藏 外十四人	青谷町長尾 ”	“ ”
“ 瑞穂村大字下坂本	木下 博嘉 外十四人	瑞穂村大井手 ”	“ ”
倉吉市和田	村脇正之助 外十四人	倉吉市和田 ”	“ ”
“ 杉野	谷口 二男 外十四人	“ 高倉 ”	“ ”
東伯郡栄村大字亀谷	田中 徳明 外十四人	栄村宮谷用水 ”	“ ”
“ 八橋町大字八橋	徳本 貴一 外十九人	小路田井 ”	“ ”
“ 大誠村大字原	沢山長太郎 外十九人	大誠村 ”	“ ”
“ 羽合町大字橋津	岩本 留治 外十四人	羽合町橋津 ”	“ ”
“ 三朝町大字本泉	山崎 辰己 外十四人	三朝町本泉 ”	“ ”
米子市河崎	保永 重治 外十五人	米子市三保向 ”	“ ”
“ 両三柳	戸田 吉久 外十五人	“ 米原 ”	“ ”
“ 西伯郡大高村大字岡成	岩本 忠義 外十五人	“ 中谷 ”	“ ”
“ 法勝寺村落合	長谷川 栄 外十四人	大高村岡成 ”	“ ”
“ 富益村	田村 広明 外十四人	法勝寺村鴨落合 ”	“ ”
	足立 信常 外十四人	富益村往來西 ”	“ ”

- 所子村大字国信 青木 亮一 外十四人 所子村国信
- 大国村大字絹屋 前谷 繁次 外十八人 大国村第一
- 日野郡江府町大字武庫 井田 正壽 外十四人 新六
- 日光村大字大河原 亀田 八郎 外十四人 日光村下大河原

鳥取県告示第百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第二項の規定により、日野郡二部村、溝口町及び日光村を廢し、二部村、溝口町及び日光村大字栃原、大瀧、大坂、富江、福兼、添谷、大内の区域をもつて新たに溝口町を置くとともに、日光村大字大河原、吉原の区域を江府町に編入し、昭和二十九年四月一日から施行する。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法第十七条の規定により提出のあつた次の団体の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和二十九年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 自昭和二十九年一月一日至同年二月四日

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名

寄附収入及び寄附の総額

一件千円以上の寄附総額

一件五百円以上の寄附総額

支出の総額

一件千円以上の支出総額

一件五百円以上の支出総額

報告書受理年月日 昭和二十九年三月十六日

四 主たる寄附者及支出

- （一）寄附者 該当なし
- （二）支出 該当なし

日本電気産業労働組合倉吉営業所分会